

第5章 計画の推進方策

5-1 環境配慮指針による環境保全活動の推進

今日の環境問題は、私たちの日常生活や事業活動がその主な発生要因となっています。これらの解決を図り環境基本計画に掲げる目標を達成していくためには、市民・事業者・市それぞれが環境に配慮した行動を積極的に実践していく必要があります。

「大津市環境配慮指針」では、各主体の配慮事項を示すことで、各主体の環境保全活動の推進を図ります。

(1) 環境配慮指針の作成・活用

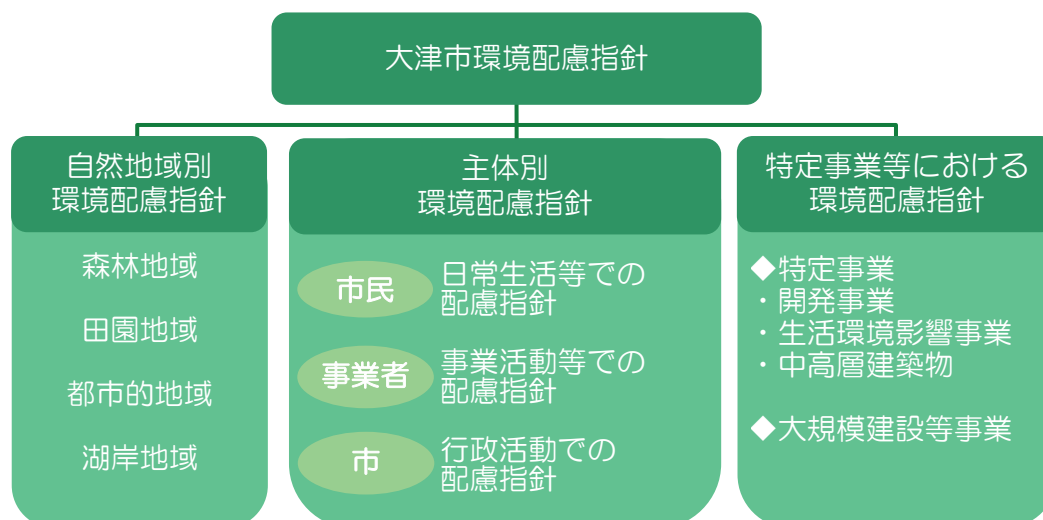
日常生活や事業活動にともなう環境負荷の低減を図るために、市民・事業者・市それぞれの立場で取るべき行動や取り組みの配慮事項を示すためのものとして、「大津市環境配慮指針」（以下「指針」）を作成・活用します。

(2) 指針の位置づけ

指針は、基本条例第9条第1項により、必要な措置を講じるものとして定められています。

(3) 指針の構成

日常生活や事業活動において、環境に配慮した行動を進めるよりどころを示したものです。目指す環境像の実現に向け、各主体で取るべき具体的な行動を示します。



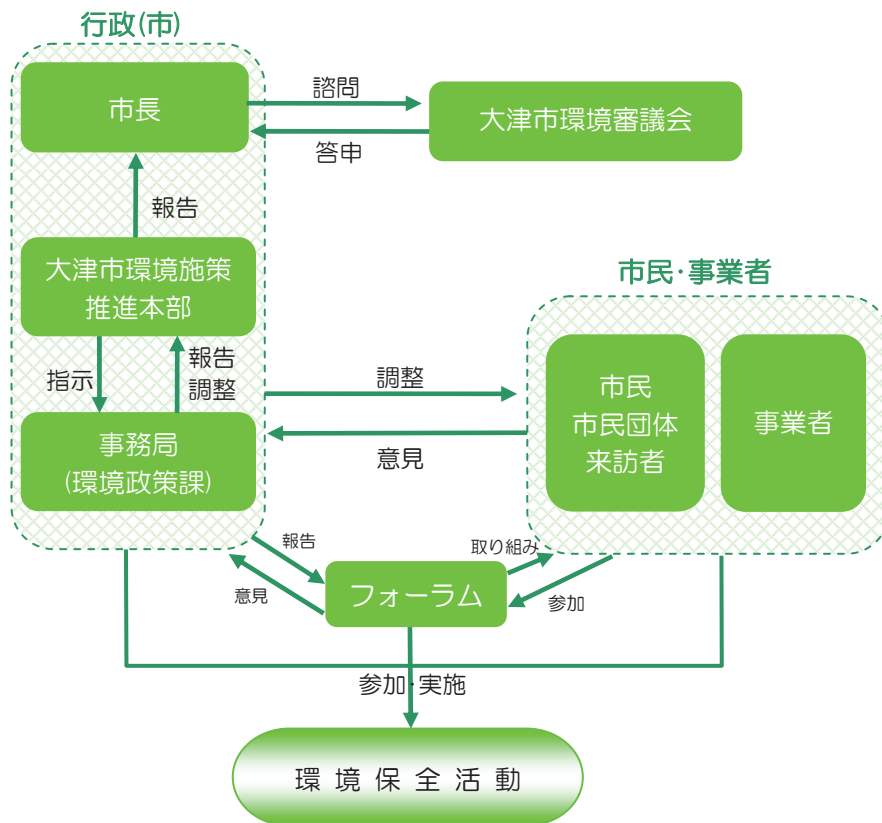
■ 大津市環境配慮指針の構成

5-2 着実に実施するための推進体制

環境基本計画を、市民・事業者・市が連携して推進するために、平成11年3月策定の環境基本計画で整備された市民・事業者及び行政内部の組織を活用し、施策の実施・運用、施策の実施状況の点検・評価、また、必要に応じて計画の見直しを行います。

推進体制の概要

- 市民・事業者・市は、それぞれの立場と役割を理解し、パートナーシップにより積極的に環境保全活動を連携して推進します。
- 市は、大津市環境施策推進本部により環境基本計画の円滑な推進を図ります。
- 市長の附属機関である大津市環境審議会により、環境施策に関する事項について調査・審議します。



■ 計画の推進体制

(1) 市民・事業者・市のパートナーシップを進めるフォーラム

環境基本計画を着実に実施するためには、市民・事業者・市が積極的に参加できる環境基本計画を推進する組織を設置し、各主体がこの推進組織と連携を取りながら、環境問題への取り組みをパートナーシップにより推進することが重要となります。

そのための組織として、本市では、平成13年12月に市民・事業者・市による「おおつ環境フォーラム」が設立され、現在9つのプロジェクト、4つの学習研究グループ、業務委員などで積極的な保全活動が推進されています。本計画でも「おおつ環境フォーラム」をはじめとする市民団体とのパートナーシップにより各分野における施策や事業の推進を図ります。

(2) 大津市環境施策推進本部

環境基本計画に掲げる基本目標を実現するための施策を実施していくためには、市全体として環境行政を推進していく調整機能を有した全庁的な組織体制が必要です。

市では、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本条例第20条に基づき、平成9年12月に大津市環境施策推進本部を設置しており、本部員会議、幹事会議、専門部会議によって、各部門の連携を図り施策の推進、実施状況の点検・評価を行っています。

市は、環境基本計画の体系に基づき大津市環境基本計画施策推進計画を策定し、本部において各部門の連携を図り施策の推進、実施状況の点検・評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

(3) 大津市環境審議会

環境の保全と創造に関する施策を策定し、推進していくためには、環境問題の広がりに応じた多方面にわたる専門的知識や多角的な判断が必要となってきます。そのために市長の諮問機関として、昭和47年7月に前身である公害対策審議会が発足しました。その後環境保全基本条例（昭和48年）、環境基本条例（平成7年9月）の制定に伴い現在の名称となっています。

現在の位置づけは、環境基本法（平成5年法律第91号）及び基本条例第19条に規定する市長の附属機関であり、市長が委嘱した環境の保全に関する識見を有する委員（20名以内）により構成されています。

環境基本計画に関し、策定はもちろん計画推進に関する意見を求めるとともに、その意見を施策の推進に反映します。また、計画の見直しについても、意見を求めます。

5-3 進捗管理

(1) 進捗管理の方法

環境基本計画を効果的に推進するため、推進体制の各組織を有効に活用し、計画立案(**P**lan)、施策の実施・運用(**D**o)、実施状況の点検・評価(**C**heck)、改善(**A**ct)する PDCA サイクルによる進捗管理を行います。

(2) 効果実感のための進捗状況の公表

毎年の施策実施の結果を市民・事業者が効果として実感し、次の行動につなげてもらうため、「見える化」を推進することが重要となります。

このため、進捗管理によって把握した施策の実施状況や目標値・指標の達成状況の結果、さらには、施策実施による効果をわかりやすい形で整理し、進捗状況として「大津市の環境」やホームページを活用し公表を行います。

なお、これら情報の公表は、基本条例第 16 条に基づいて行うものです。

進捗管理の対象

■目標値・指標の達成状況

基本施策の「目標値」「指標」、重点事業の「目標値」について達成状況を把握します。

■施策の実施状況

基本施策、重点事業について、実施状況を把握します。